

平成27年度「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」

平成27年5月22日（金）

中央合同庁舎8号館1階講堂

内閣府大臣官房総務課 相川参事官

皆さん、こんにちは。内閣府大臣官房参事官の相川と申します。今日はよろしくお願いたします。

お手元に、本年1月27日の閣議決定の資料、内閣官房及び内閣府の業務の見直しについてというものと、いわゆる内閣官房・内閣府見直し法案の概要の資料を配付させていただいております。この法案では、現在、内閣府が所掌しております犯罪被害者等施策に关します業務を国家公安委員会・警察庁に移管するという内容が盛り込まれております。本日は、貴重な時間をいただきましたので、今回の事務移管の経緯等について御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、閣議決定の資料、基本的な考え方が冒頭にございますが、内閣官房・内閣府は、平成13年の中央省庁再編におきまして、内閣及び内閣総理大臣の主導性を強化する観点から、これを補佐する機関として、内閣の重要施策に関する企画・立案・総合調整を行うことを役割として強化、発足をされております。それ以降、社会経済情勢の変化によりまして複数の省庁にまたがるような政策テーマ、多種多様な政策課題が増大する中で、関連する業務が内閣総理大臣の御膝元でありますこの内閣官房・内閣府に非常に集中をしてきているという背景がございます。

内閣府を例に申し上げますと、省庁再編以降、現在までの間に、この犯罪被害者等施策のほかにも、食育推進であるとか、自殺対策、公益法人の認定、統計委員会、宇宙政策、死因究明といった40以上の事務が内閣府に新たな業務として追加をされているという状況がございます。この結果、内閣総理大臣や内閣官房長官それぞれの政策課題にかける時間が分散をしてしまうという懸念のほか、これを直接担当する内閣府特命担当大臣についても、関連性が必ずしも高くない多くの任務を1人で担うということも恒常化するなど、その影響が非常に顕著になってきているという問題意識がございました。

こうした現状に鑑みますれば、この平成13年の省庁再編の考え方に照らしまして、内閣官房・内閣府に本来求められている役割に専念できるように、一定期間を経過したような課題については施策の進捗状況等を踏まえまして必要に応じて見直しを図っていき、政府全体としてその機能を最大限発揮できる体制を構築していくことが必要だと考えられているわけでございます。

こうした問題意識に基づきまして、昨年来、自由民主党におきまして、実は省庁再編後から第二次安倍内閣発足までの間に内閣官房・内閣府に追加された業務を対象にさまざまなヒアリング等の検討が行われました。その後、公明党との調整を経まして、今年の1月に内閣官房・内閣府のスリム化についてという提言が出されました。その提言におきまし

ては、内閣官房・内閣府が、内閣が取り組もうとする政策課題により機能的に対応するために、重要政策に関する司令塔機能など本来の役割により専念できるようにするために、政策の基本的な方向性であるとか、そういったものが定まってきた課題については、総体的に豊富なりソース、現場などを持つ各省庁にそういったものを担わせていくことによって、政府全体としてより強力かつきめ細かな政策実現を可能にすることが適当ではないかという提言でございました。

政府は、この提言を踏まえまして、お手元の閣議決定のとおり、その内容にほぼ沿いました形で、内閣官房・内閣府の機能にまたがっているような二枚看板の見直しであるとか、現在内閣府で行われている事務の中で各省に担わせることが適当な業務を移管するといったことを内容とする閣議決定をいたしたわけでございます。

また、このほか閣議決定は、内閣官房・内閣府に新たに業務を追加する場合には、その必要性を十分に勘案した上で判断すること、また、業務を追加する場合には期限を設けること、そういった内容も含まれているものでございます。

犯罪被害者等施策につきましては、閣議決定の2ページ目の中段にございます与党の提言のとおり、国家公安委員会に移管することにされております。移管の時期については平成28年4月とされております。ただし、閣僚及び有識者をメンバーといたします犯罪被害者等施策推進会議につきましては引き続き内閣府本府に置かれますが、その庶務については国家公安委員会・警察庁において処理をするということにされております。

この1月の閣議決定に盛り込まれました内容のうち、法律で規定されております事項については、その関連法の改正を1つに束ねましたものが、お手元の資料2で配付しておりますいわゆる内閣官房・内閣府見直し法案でございます。こちらが3月24日に現在の通常国会に提出されているわけでございます。

この法案のポイントでございますが、第1は、内閣官房の機能の見直しということで、知的財産戦略や総合海洋政策などの内閣官房の総合調整で行っているもの5つを内閣府に移管する。また、犯罪被害者等施策を始めとする内閣府で行ってきている事務の9つを各省庁に移管する。こういった関係する各省の設置法でありますとか各種基本法の改正を盛り込んでいる法律となっております。

この法律のポイントの第2は、これまで行政各部の施策の統一を図るための総合調整を行えるのは内閣官房と内閣府、そして現在は復興庁といった、いわゆる内閣に直接置かれているような機関だけでございましたけれども、今回、国家行政組織法という法律を改正いたしまして、各省の任務に関連する特定の内閣の重要政策については閣議決定で定める基本的な方針に基づきまして、各省がそれぞれ全政府的な見地に立って総合調整を行えるといった内容が含まれているところでございます。

この法案に基づく移管は、原則として平成28年4月の施行を予定しているところでございます。

犯罪被害者等施策について改めて申し上げますけれども、犯罪被害者等が置かれた厳し

い状況に行政として対応していく必要があるということで、平成16年の基本法制定以降、内閣府で二度の基本計画の策定でありますとか推進に関する事務を行ってまいりました。その間、被害者参加制度、損害賠償命令制度の創設、犯罪被害給付制度の拡充等々の成果を上げてきておるものと承知をしているところでございますが、こうした中で、被害直後の犯罪被害者等と接するなど、より犯罪被害者等に近い立場で施策を展開している国家公安委員会・警察庁にこの取りまとめの事務を移管いたしまして、中心的な役割を果たしていただくことによりまして、政府一体としての取組体制の維持、さらなる強化を図りたいと考えておるものでございます。

この法案が今通常国会で成立をいたしました場合、現在、内閣府政策統括官が行っている関係事務は来年度から警察庁に移管することになりますが、今回の移管は、現在、内閣府が担っております計画の作成・推進といった政府内における調整等の事務の移管でございます。国の行政機関、各省がそれぞれ担っております施策について、その所管内容をそれ以上に変更するというものではございません。また、当然のことながら、各自治体における窓口の変更とか、そういったものを求めるという内容ではございませんので、御理解をいただきたいと存じます。

現在、この法案は、衆議院内閣委員会における審議を待っているという状況でございます。内閣府といたしましても、この法案の成立後、平成28年4月に予定されております国家公安委員会への移管が円滑に行われますよう必要な対応を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。よろしくお願いたします。

私からの説明は以上でございます。